

令和4年度

市民税・県民税

申告の手引き・日程表

(国民健康保険税)

盛岡市

市民税・県民税申告相談会場と日程

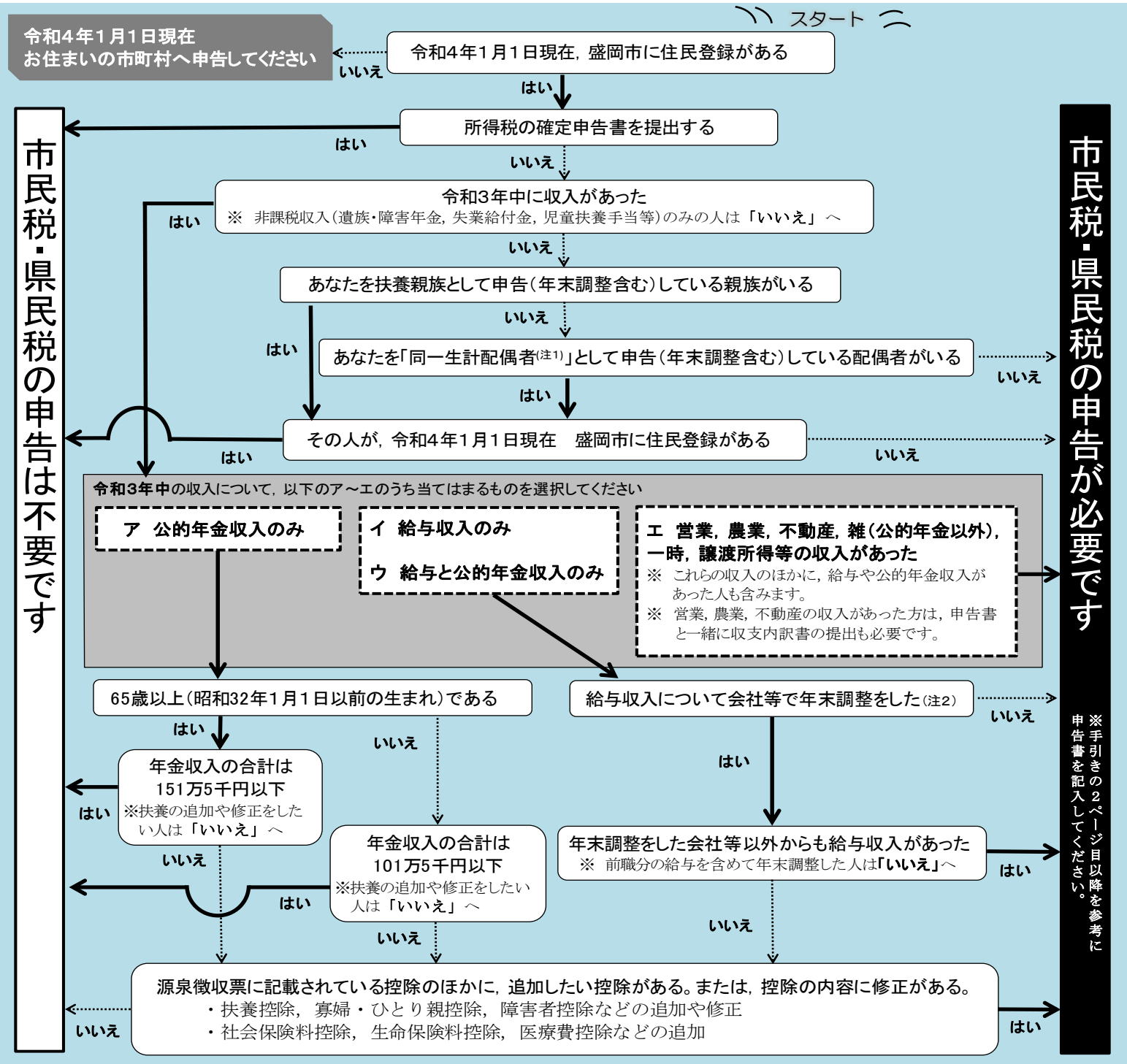
新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のため
郵送での申告に御協力ください。



各申告相談会場の日程は13ページと14ページを参照してください。
～申告書を郵送する方へ～
申告書の同封資料は、12ページを確認してください。申告期限(3月15日)までに必ず到着するように、お早めの送付に御協力をお願いします。
▼所得税の確定申告をする人は、アイーナ会場を利用してください。
所得税の確定申告会場：アイーナ(盛岡駅西口) 2月16日(水)から3月15日(火)まで

市民税・県民税の申告が必要かどうか確認しましょう
(このフローチャートは目安です)

申告期限は3月15日(火)です



(注1) 同一生計配偶者については5ページを参照してください。
(注2) 会社等で年末調整をしていても、会社等から盛岡市に給与支払報告書が提出されていない場合、市民税・県民税の申告が必要になることがあります。

記載例	2～4 ページ
申告書の書き方	5～11 ページ
税制改正のお知らせ	11 ページ
申告に必要なもの	12 ページ
会場と日程	13～14 ページ

申告書の書き方：収入や該当する所得控除があった人

令和3年1月1日から12月31日までの収入や所得控除について、該当する欄に記入してください。
◎ 申告者本人、扶養親族、事業専従者等のマイナンバー（個人番号）を必ず記入してください。

＜記入例＞

記名して電話連絡先等を記入します。
※電話番号は日中つながる番号を記入してください。

マイナンバー（個人番号）を忘れずに！

営業等・農業・不動産収入があった人は収支内訳書を作成し記入します。
※ア～ウ欄に「*」が印字されている人は必ず記入してください。ただし、廃業した場合は「廃業確認欄」を記入してください。

収入の種類や支払者ごとに内訳を記入します。

所得控除の該当する欄に内訳を記入します。
⇒7～11ページ参照

障害者控除・扶養控除に該当する人、配偶者控除欄に該当する人のマイナンバーを記入してください。

収入の種類ごとの合計金額を記入します。
※配当所得・公的年金等以外の雑所得・総合譲渡・一時所得に関する欄は裏面にもあります。
⇒5～6ページ参照

収入の種類ごとに所得を算出し記入します。
⇒5～6ページ参照

収入の種類ごとに所得を算出し記入します。
⇒5ページ参照

所得控除の種類ごとに控除額を算出し記入します。
⇒7・9～11ページ参照

所得控除の種類ごとに控除額を算出し記入します。
⇒8～9・11ページ参照

合計所得金額1,000万円超で、同一生計配偶者を適用する場合はチェックを記入します。 ⇒5ページ参照

市民税県民税の場合、合計所得金額が2,400万円以下の人に適用される基礎控除は43万円です。
⇒11ページ参照
※所得税の場合の控除額（48万円）と異なります。

扶養控除額の適用はありませんが、16歳未満の扶養親族がいる場合は必ず記入してください。
※記入漏れの場合は、寡婦・ひとり親控除や障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定等に影響がありますので注意してください。

下書き用申告書（控用）がこの手引きの最後にありますので、利用してください。

申告をしない場合、各種届出・申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定や医療・福祉・保育等の算定や判定が正確にできないことがあります。

* 収入がなく、扶養親族等もいなかった人の申告書の書き方⇒4 ページ参照



記載例

給与の源泉徴収票が、給与明細と異なる場合は、給与明細を記入します。

土地建物・株式以外の所得があった場合や一時所得があった場合に記入します。

寄附先の区分に応じて寄附した金額を記入します。⇒11 ページ参照

配当割額控除や株式等譲渡所得割額控除を適用する場合に記入します。

上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する場合に記入します。⇒11 ページ参照

1 給与収入の内訳

給与収入（パート・アルバイトを含む）のある人で、源泉徴収票がない人は記入してください。

月	勤務先	収入
1		円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
賞与		円
合計		円

※ 5、8 の控除を受ける場合は、領収書等を必ず添付してください。

4 総合譲渡・一時所得に関する事項

区分	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円		円
	長期				円
一時	3,800,000	2,900,000	900,000	500,000	シ 400,000
所得金額をそれぞれ表面のコ、サ、シ及び⑨に記入してください。					合計 コ＋シ×(サ＋シ)×1/2 ⑨小数点以下四捨五入 200,000

5 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	10,000
岩手県共同募金会、日赤岩手県支部分・ 都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	2,000
条例指定分	県 3,000 市 4,000

7 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

9 特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額の課税方式に関する事項

所得税と異なる課税方式を選択する場合には、申告内容を全て記載したうえで、下の各欄をそれぞれ選択してください。

配当等	
所得税	市・県民税
☐ 申告不要	☐ 申告不要
☐ 総合課税	☐ 総合課税
☐ 分離課税	☐ 分離課税
株式等譲渡	
所得税	市・県民税
☐ 申告不要	☐ 申告不要
☐ 分離課税	☐ 分離課税

2 収入がなかった人等の記入欄（表面より）

(令和3年中に収入がなかった人や市外に居住している親族に扶養されていた人は記入してください。)

1 下記の人から扶養又は仕送りをされていた。	3 その他下記のような状況であった。
住所	☐ 雇用保険（失業保険）、労災保険等の給付を受けていた。
フリガナ	☐ 遺族年金、障害年金等を受けていた。
氏名 (続柄)	☐ 生活保護法による生活扶助を受けていた。
(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 病気療養中
勤務先名	☐ 預貯金で生活していた。
2 学生であった。	☐ その他
大学 卒業 (見込み) 年 月 学校	

3 配当所得・雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額 (収入－必要経費)
個人年金	△△生命保険	876,000	456,780	419,220
原稿料	〇〇出版社	150,000	20,000	130,000

配当所得や公的年金等以外の雑所得があった場合に記入します。

6 事業専従者に関する事項

カナ氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
	明・大・昭・平			円
個人番号				円
個人番号	明・大・昭・平			円
個人番号				円
所得税における青色申告の承認の有無	専従者の数	専給額合計		円
承認あり・承認なし	配 他			

事業専従者がいた場合に記入します。マイナンバーも記入します。

8 雑損控除に関する事項（表面⑩より）

損害の原因	損害金額
	a 円
損害年月日	保険金などで補填される金額
年 月 日	b 円
損害を受けた資産の種類	差引損失額のうち、災害関連支出の金額
	c 円

雑損控除を適用する場合に記入します。

10 別居の扶養親族等に関する事項（表面⑫～⑭・D・裏面 6 より）

別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者について記入してください。

フリガナ	モリオカ イチロウ
氏名	盛岡 一郎
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 3
住所	〇〇県〇〇市1丁目2-3
フリガナ	
氏名	
個人番号	
住所	

11 事業税に関する事項

この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要があります。

非課税所得など	番号	所得金額
円		円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
円		円
令和3年中の開(廃)業	開始 月 日	廃止 月 日
☐	他都道府県の事務所等	

表面の⑫～⑭やD欄に記載した扶養親族で別居している人の氏名と住所、マイナンバーを記入します。

12 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	モリオカ ジロウ	続柄	生年月日	別居の場合の住所
氏名	盛岡 二郎	子	明・大・昭・平・令 17・×・×	
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 5 6	特別障害者に該当する場合	〇	

給与収入850万円超で、表面の⑫～⑭やD欄に記載した扶養親族以外に23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族・同一生計配偶者がいる場合に記入します。

収入金額・所得金額の記入の仕方

収入の種類ごとに収入金額を申告書のア～シ欄に記入し、算出した所得金額を申告書の①～⑫欄に記入します。

土地・建物・株式の譲渡等の分離課税に係る所得がある人は、別途「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」の提出が必要です。市公式ホームページからダウンロードするか、市民税課に郵送希望の旨連絡してください。

市公式ホームページのトップページにある検索窓に『1037300』を入力すると、各種申告書様式を見ることができます。

収入			収入の種類	所得の算出方法		所得
ア	営業等（※）		販売・飲食・製造・建設・サービス業・外交員・大工・内職などによる収入	所得金額＝収入金額－必要経費		①
イ	農業（※）		農産物の生産・果樹の栽培・家畜の飼育などによる収入			②
ウ	不動産		アパート・貸家・貸間・貸地・駐車場などによる収入			③
事業専従者がいる場合は、裏面「6 事業専従者に関する事項」を記入します。						
エ	利子		源泉分離課税の対象とならない債権及び預貯金の利子などの収入（国外の銀行等の預金利子など） 国内の銀行等に預けた預貯金の利子は申告不要。	所得金額＝収入金額		④
オ	配当		株式の配当・剰余金の分配金などによる収入 市・県民税 5 %が特別徴収された上場株式等に係る配当所得等は、原則申告不要です。申告することを選択した配当所得等は、合計所得金額に含まれ、扶養判定や国民健康保険税等の算定に影響します。	所得金額＝収入金額－ 株式などの元本の取得に要した負債の利子		⑤
			裏面の「3 配当所得・雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入します。			
カ	給与		給料（アルバイト代、パート代含む）・賞与・事業専従者給与などの収入	給与所得は、6 ページ 表 2 を用いて算出します。		⑥
			源泉徴収票がない場合は、裏面「1 給与収入の内訳」を記入し収入額を算出します。			
キ	雑	公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・恩給及び企業年金などの年金収入 遺族年金、障害年金は記入しないでください。	公的年金等の雑所得は、6 ページ 表 1 を用いて算出します。		⑦
ク		業務（※）	原稿料・講演料・ネットオークション等を利用した個人取引・食料品の配達等の副収入による収入	所得金額＝収入金額－必要経費		⑧
ケ		その他（※）	生命保険契約等に基づく個人年金・互助年金など他の所得にあてはまらない収入	所得金額＝収入金額－必要経費		⑨
	裏面の「3 配当所得・雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入します。					
⑦～⑨の合計を記入します。計算の結果、赤字になる場合は「0」と記入します。						⑩
コ	総合譲渡短期		土地・建物以外の資産（車輛・機械機器・特許権など）の譲渡による収入 * 短期… 譲渡資産の保有期間が、取得日以後譲渡の日まで5年以下であった場合	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除		⑪
サ	総合譲渡長期		* 長期… 譲渡資産の保有期間が、取得日以後譲渡の日まで5年を超える場合	* 特別控除は、短期・長期合わせて50万円です。ただし、差引金額が50万円より少ない場合は、差引金額に相当する額になります。		
シ	一時		生命保険等の満期受取金や損害保険等の満期返戻金などの収入	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除 * 特別控除は、50万円です。ただし、差引金額が50万円より少ない場合は、差引金額に相当する額になります。		
裏面の「4 総合譲渡・一時所得に関する事項」を記入し、「コ＋{（サ＋シ）×1/2}」の金額を⑪に記入します。						
①～⑥，⑩，⑪の合計を記入します。計算の結果、赤字になる場合は「0」と記入します。 上記収入が何も無い場合は「0」と記入します。						⑫

※「家内労働者等の必要経費の特例」の適用金額は55万円です。

申告書記入における税金の用語について

6 ページ以降に記入している用語について説明します。

「あなた」とは	… この申告の手引きにおいて、申告者本人（納税義務者）をいいます。
合計所得金額とは	… 損失の繰越控除前の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得（特別控除前）及び繰越控除前の一般株式等に係る譲渡所得等・申告分離課税の適用を受ける上場株式等の配当所得等・先物取引に係る雑所得等並びに山林所得、退職所得の合計額をいいます。
総所得金額等とは	… 合計所得金額に損失の繰越控除額を適用した金額をいいます。
扶養親族とは	… あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（6 親等内の血族及び3 親等内の姻族をいう）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人で合計所得金額が48万円以下であり、かつ、事業専従者ではない人をいいます。
同一生計配偶者とは	… あなたと生計を一にする配偶者のうち合計所得金額が48万円以下であり、かつ、事業専従者ではない人をいいます。
控除対象配偶者とは	… 同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の人をいいます。

申告書の書き方

表 1

公的年金等の収入があった人は、下の表 1 により公的年金等の雑所得を算出します。

公的年金等(雑所得)の計算				
キ 公的年金等の収入金額		円		
公的年金等雑所得の金額				
年齢 区分	キの金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
(昭和65 年3月31日 生まれの 2人)	～1,299,999円	キ－600,000円 円	キ－500,000円 円	キ－400,000円 円
	1,300,000円 ～4,099,999円	キ×0.75－275,000円 円	キ×0.75－175,000円 円	キ×0.75－75,000円 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	キ×0.85－685,000円 円	キ×0.85－585,000円 円	キ×0.85－485,000円 円
	7,700,000円 ～9,999,999円	キ×0.95－1,455,000円 円	キ×0.95－1,355,000円 円	キ×0.95－1,255,000円 円
	10,000,000円～	キ－1,955,000円 円	キ－1,855,000円 円	キ－1,755,000円 円
(昭和65 年4月1日 生まれの 1人)	～3,299,999円	キ－1,100,000円 円	キ－1,000,000円 円	キ－900,000円 円
	3,300,000円 ～4,099,999円	キ×0.75－275,000円 円	キ×0.75－175,000円 円	キ×0.75－75,000円 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	キ×0.85－685,000円 円	キ×0.85－585,000円 円	キ×0.85－485,000円 円
	7,700,000円 ～9,999,999円	キ×0.95－1,455,000円 円	キ×0.95－1,355,000円 円	キ×0.95－1,255,000円 円
	10,000,000円～	キ－1,955,000円 円	キ－1,855,000円 円	キ－1,755,000円 円

表 2

給与収入があった人は、下の表 2 により給与所得を算出します。

給与所得の計算				
カ 給与の収入金額				円
給与所得金額（１→２の順に計算してください）				
カの金額	1		2	
～550,999円			0円	
551,000円 ～1,618,999円	カ－550,000円		円	
1,619,000円 ～1,619,999円			1,069,000円	
1,620,000円 ～1,621,999円			1,070,000円	
1,622,000円 ～1,623,999円			1,072,000円	
1,624,000円 ～1,627,999円			1,074,000円	
1,628,000円 ～1,799,999円	カ÷４＝Ａ （千円未満の端数切捨て） Ａ ,000円	Ａ×２.４＋100,000円	円	
1,800,000円 ～3,599,999円		Ａ×２.８－80,000円	円	
3,600,000円 ～6,599,999円		Ａ×３.２－440,000円	円	
6,600,000円 ～8,500,000円	カ×0.9－1,100,000円		円	
8,500,001円～				
次のいずれかに該当する (1) 特別障害者 (2) 23歳未満の扶養親族を有する (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する (4) 特別障害者である扶養親族を有する	Ｂ：（カ－8,500,000円）×0.1と150,000円のいずれか少ないほうの金額 Ｂ		円	
	カ－1,950,000円－Ｂ		円	
(1)～(4)いずれにも該当しない	カ－1,950,000円		円	
公的年金等雑所得の有無により、給与所得金額が変わります。<u>下のa～cのいずれか該当する式で給与所得金額を算出してください。</u> a 公的年金等雑所得がなかった場合 給与所得金額＝左表で算出した金額 円 b 公的年金等雑所得もあり、左表で算出した金額との合計額が10万円以下の場合 給与所得金額＝左表で算出した金額 円 c 公的年金等雑所得もあり、左表で算出した金額との合計額が10万円を超える場合 C 左表で算出した金額と100,000円のいずれか少ないほうの金額 円 D 公的年金等雑所得と100,000円のいずれか少ないほうの金額 円 給与所得金額＝左表で算出した金額－（C＋D－100,000円） 円 * 給与収入850万円を超え、左記(2)～(4)に該当する者（申告書表面の㉑～㉓やD欄に記載した同一生計配偶者や扶養親族を除く）を有する場合、申告書裏面 12 も記入してください。				

所得控除（B・G欄）の記入の仕方

所得控除の種類ごとに控除額を算出し、申告書の該当する欄に記入します。
また、説明文中に出てくる用語は5ページを参照してください。

⑬社会保険料控除

あなたや生計を一にする親族の健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、国民年金基金の掛金などで、あなたが支払った保険料又は掛金がある場合に控除されます。

（注）生計を一にする親族の口座から引き落とされる、または公的年金等から直接差し引かれる社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

【記入の仕方】
「B 所得控除の内訳（社会保険料等支払額）」の⑬を記入し、支払った保険料などの合計額を「G 所得控除額」の⑬に記入します。

⑮生命保険料控除

あなたが一定の要件を満たす生命保険契約等、個人年金保険契約等および介護医療保険契約等の保険料又は掛金を支払った場合に控除されます。

（注）控除証明書に記載されている保険料の「契約区分（新・旧）」及び「種類（一般・個人年金・介護医療）」ごとに控除額を算出します。

（注）割戻金や配当金がある場合は、その分を差し引いた証明額（申告額）を支払額としてください。

（注）支払額と控除額は一致しないことがあります。

（注）給与所得の源泉徴収票に記載されている生命保険料の控除額は算出した控除額と一致しないことがあります。

◎新契約（平成24年1月1日以降に締結したもの）にかかる控除額

新生命保険料（一般）・新個人年金保険料・介護医療保険料に係る控除額を**種類ごとに**次の表により算出します。

新契約分	新契約の保険料支払額（合計）	控除額 （小数点以下切上げ）	
	～12,000円	保険料支払額と同額	
	12,001円～32,000円	保険料支払額×0.5+6,000円	
	32,001円～56,000円	保険料支払額×0.25+14,000円	
	56,001円～	28,000	

新生命保険料（一般）の控除額	円	a
新個人年金保険料の控除額	円	b
介護医療保険料の控除額	円	c

⑭小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第2種共済掛金を除く）、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に控除されます。

【記入の仕方】
支払った掛金の合計額を「G 所得控除額」の⑭に記入します。



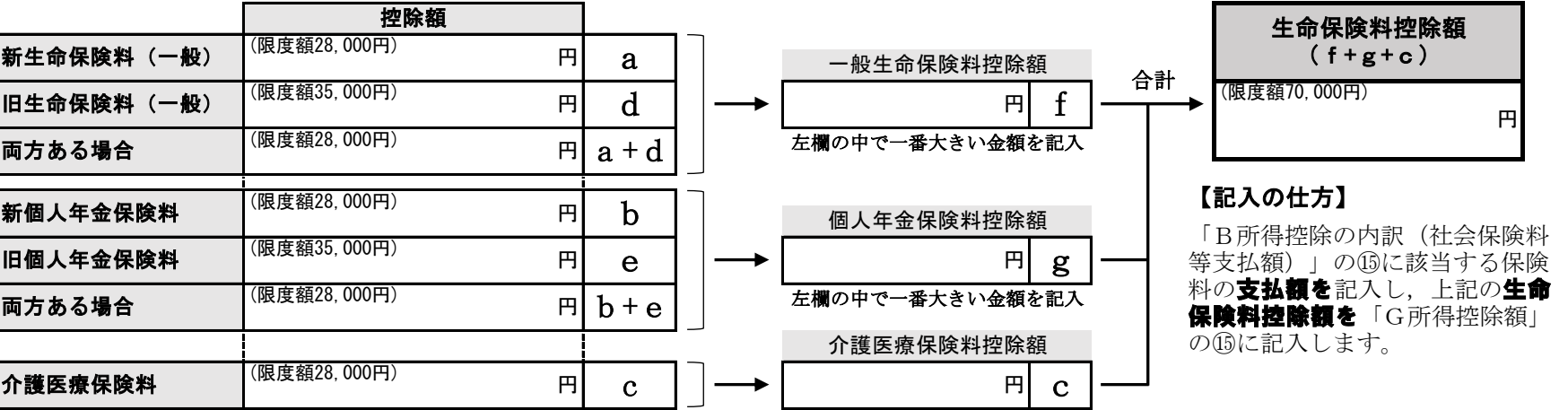
◎旧契約（平成23年12月31日以前に締結したもの）にかかる控除額

旧生命保険料（一般）・旧個人年金保険料に係る控除額を**種類ごとに**次の表により算出します。

旧契約分	旧契約の保険料支払額（合計）	控除額 （小数点以下切上げ）	
	～15,000円	保険料支払額と同額	
	15,001円～40,000円	保険料支払額×0.5+7,500円	
	40,001円～70,000円	保険料支払額×0.25+17,500円	
	70,001円～	35,000	

旧生命保険料（一般）の控除額	円	d
旧個人年金保険料の控除額	円	e

◎上の表で計算した種類ごとの控除額（a～eの金額）を下の表に転記して、一番有利な控除額を算出します。
（注）**限度額を超えた場合は、限度額を記載**してください。



⑯地震保険料控除

あなたが損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合に控除されます。

（注）控除証明書に記載されている保険料の「区分（地震保険料・旧長期損害保険料）」ごとに控除額を算出します。

（注）支払額と控除額は一致しないことがあります。

（注）給与所得の源泉徴収票に記載されている地震保険料の控除額は算出した控除額と一致しないことがあります。

* 旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等のうち、保険期間や共済期間が10年以上でかつ満期返戻金があるもので平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものです。

◎地震保険料の控除額

保険料支払額（合計）	控除額 （小数点以下切上げ）	a
～50,000円	保険料支払額×0.5 円	
50,001円～	25,000 円	

◎控除額合計

a + b の金額（限度額25,000円）	申告書⑯へ 円
-----------------------	---------

（注）一つの損害保険契約等が a と b の両方に該当する場合は、いずれか控除額の大きい方を選択してください。

◎旧長期損害保険料の控除額

保険料支払額（合計）	控除額 （小数点以下切上げ）	b
～ 5,000円	保険料支払額 円	
5,001円～15,000円	保険料支払額×0.5+2,500円 円	
15,001円～	10,000 円	

【記入の仕方】
「B 所得控除の内訳（社会保険料等支払額）」の⑯に該当する保険料の支払額を記入し、上記の控除額合計を「G 所得控除額」の⑯に記入します。

（注）一つの損害保険契約等が a と b の両方に該当する場合は、選択した控除額にかかる支払額のみを記入します。

申告書の書き方

所得控除（B・G欄）の記入の仕方

所得控除の種類ごとに控除額を算出し、申告書の該当する欄に記入します。
また、説明文中に出てくる用語は5ページを参照してください。

⑦医療費控除

平成30年度の税制改正により、セルフメディケーション税制が創設され、従来の医療費控除との選択適用ができることとなりました。医療費控除を申告する場合は、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択します。

◎従来の医療費控除

あなたや生計を一にする親族のために支払った医療費等が、一定の金額以上ある場合に控除されます。
（注）従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は併せて控除を受けることはできません。

対象になるもの（例示）	対象にならないもの（例示）
・医師、歯科医師に支払った診療費や治療費 ・治療、療養のために必要な医薬品の購入費 ・病院、介護老人保健施設等に支払った入院費や入所費等 （介護保険を利用した場合は、領収書に記載されている「医療費控除の対象額」が対象です） ・治療のためにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費 ・診療や治療等を受けるために必要な通院費（バス代等） ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代（ただし、おむつ使用証明書があるもの）	・予防接種代やサプリメントの購入費用 ・健康診断の費用 ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ・文書料や病衣代 ・美容目的の施術代

◎従来の医療費控除の控除額の算出

※「医療費控除の明細書」で計算します。

a	支払った医療費等の金額 円	－	b	保険金等で補填される金額 円	－	e	dと10万円の低い方の金額 円	=	f	従来の医療費控除額 （限度額200万円） 円
c	申告書⑫(合計所得)の金額 円	×	0.05	=	d	合計所得の5%の金額 （小数点以下切捨て） 円	↑	dと10万円のいずれか低い方の金額をeに記載		

【医療費控除の明細書について】 ★明細書の様式が、この手引きの中ほどにありますので活用してください。

令和3年度から医療費控除を受ける場合には、必ず「医療費控除の明細書(任意様式でも可)」を提出することになりました。
「医療費の領収書」の提出又は提示は不要です。「医療費控除の明細書」に記載した分の「医療費の領収書」は自宅で5年間保存してください。保存期間中は、領収書の提示又は提出を求めることがあります。求められた場合は、提示又は提出をしなければなりません。

◎セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている人で、あなたや生計を一にする親族のために支払ったスイッチO T C医薬品の購入費が12,000円を超えた場合に所得控除を受けることができる医療費控除の特例です。この制度は、平成30年度から令和4年度までの申告で適用できます。
（注）従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は併せて控除を受けることはできません。

【一定の取組と添付又は提示すべき書類について】

一定の取組	添付又は提示すべき書類
予防接種（定期接種、インフルエンザワクチン等）	領収書等
市町村実施のがん検診（乳がん・子宮がん検診等）	領収書又は結果通知表
勤務先で実施の定期健康診断	「定期健康診断」又は「勤務先名称」の記載がある結果通知表
特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導等	「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がある領収書、結果通知表
健康保険組合等保険者実施の健康診査（人間ドック、各種健（検）診等）	「勤務先名称」又は「保険者名」の記載がある結果通知書

（注）一定の取組に要した費用は、セルフメディケーション税制の対象にはなりません。

◎セルフメディケーション税制の控除額の算出

※「セルフメディケーション税制の明細書」で計算します。

g	購入した対象医薬品の金額 円	－	h	保険金等で補填される金額 円	－	12,000円	=	i	セルフメディケーション税制の控除額 （限度額88,000円） 円
---	-------------------	---	---	-------------------	---	---------	---	---	--

【対象となる医薬品】

セルフメディケーション税制の対象とされる具体的なスイッチO T C医薬品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「セルフメディケーション税制対象品目一覧」を参照してください。
購入した際の領収書等には、当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨の情報が記載されます。

【セルフメディケーション税制の明細書について】 ★明細書の様式が、この手引きの中ほどにありますので活用してください。

令和3年度からセルフメディケーション税制を適用する場合には、必ず「セルフメディケーション税制の明細書（任意様式でも可）」を提出することになりました。「セルフメディケーション税制の明細書」に記載した分の「スイッチO T C医薬品購入費の領収書」は自宅で5年間保存してください。保存期間中は、領収書の提示又は提出を求めることがあります。求められた場合は、提示又は提出をしなければなりません。

◎医療費控除額の算出

fとiのいずれか多い方の金額	申告書⑫へ 円
----------------	------------

※従来の医療費控除かセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択します。

【記入の仕方】

「B所得控除の内訳（社会保険料等支払額）」の⑦に**支払額等**を記入し、左表の**控除額**を「G所得控除額」の⑦に記入します。セルフメディケーション税制の適用を選択した場合は、「区分」に「1」と記入します。

◎医療費控除の明細書について（記載の仕方）

従来の医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」を添付してください。必要な記載内容は、下記のとおりです。

○必要な記載内容

1	医療を受けた方の氏名
2	病院・薬局などの支払先の名称
3	医療費の区分 (診療・治療, 介護保険サービス, 医薬品購入, その他など)
4	支払った医療費の額
5	4のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

○添付又は提示が必要な書類

- ・医療費控除の明細書
- ・医療費通知（原本）
※明細書の「1 医療費通知に関する事項」に記入した場合に限る。

※ 医療費控除の明細書は、この手引きに折り込まれているものを使用するか、左記の必要な記載内容が明記されていれば、任意様式でも構いません。

○明細書の記入例 「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分 (医療・医薬品・介護サービス等)	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
			円	円
内丸 太郎	〇〇病院	診療	150,000	30,000
〃	△△薬局	医薬品	5,000	0
内丸 花子	□□病院	診療	20,000	0

◎セルフメディケーション税制の明細書について（記載の仕方）

セルフメディケーション税制を受ける場合には、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付してください。必要な記載内容は下記のとおりです。

○必要な記載項目

1	病院・薬局などの支払先の名称
2	医薬品の名称
3	支払った金額
4	3のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

○添付又は提示が必要な書類

- ・セルフメディケーション税制の明細書
- ・一定の取組を行ったことを明らかにする書類
(例) インフルエンザ予防接種の領収書, 市町村のがん検診の領収書又は結果通知表, 職場で受けた定期健康診断の結果通知表

○明細書の記入例 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入できます。

(1) 病院・薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
			円
〇〇薬局	モリ胃腸薬	3,100	
□□ドラッグストア	〇〇〇, 〇〇〇	13,753	
〃	〇〇〇, 〇〇〇		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

※ セルフメディケーション税制の明細書は、この手引きに折り込まれているものを使用するか、左記の必要な記載内容が明記されていれば、任意様式でも構いません。

所得控除（C・G欄）の記入の仕方

所得控除の種類ごとに規定の控除額を選択し、申告書の該当する欄に記入します。また、説明文中に出てくる用語は5ページを参照してください。

⑰⑱寡婦・ひとり親控除

あなたの合計所得金額が500万円以下で、令和3年12月31日現在において、あなたが右表のいずれかにあてはまる場合に所定の金額が控除されます。

(注) あなたもしくは同一世帯の人の住民票の続柄に「夫（未届）」または「妻（未届）」を含む場合は控除の対象外となります。

【記入の仕方】

「C所得控除の内訳（人的控除）」の⑰又は⑱を記入し、控除額を「G所得控除額」の⑰～⑱に記入します。

寡婦	a 夫と死別後に婚姻していない場合や夫が生死不明の場合	26万円
	b 夫と離婚後に婚姻していない人で、子以外の扶養親族がいる場合	
ひとり親	現に婚姻をしていない人や配偶者が生死不明の人で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（※）がいる場合	30万円

※ 生計を一にする子のうち、他の人が扶養親族等としている者は対象になりません。

所得控除（C・G欄）の記入の仕方

所得控除の種類ごとに規定の控除額を選択し、申告書の該当する欄に記入します。
また、説明文中に出てくる用語は5ページを参照してください。

⑱ 勤労学生控除

令和3年12月31日現在において、あなたが学生であり、合計所得金額が75万円以下（不動産・利子・配当など勤労によらない所得が10万円以下）である場合に**26万円**が控除されます。

【記入の仕方】
「C所得控除の内訳（人的控除）」の⑱を記入し、控除額を「G所得控除額」の⑱～㉔に記入します。



㉒ 障害者控除

令和3年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡日）現在において、あなた又はあなたの同一生計配偶者や扶養親族が下表のいずれかにあてはまる場合に所定の金額が控除されます。

普通障害者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ・介護保険の要介護認定を受け、かつ障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	26万円
特別障害者	上記障害者のうち、 ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合 ・特別障害者として障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	30万円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合	53万円

【記入の仕方】
「C所得控除の内訳（人的控除）」の㉒を記入し、控除額を「G所得控除額」の⑱～㉔に記入します。

㉓ 配偶者控除

令和3年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡日）現在において、あなたに控除対象配偶者がいる場合にあなたの合計所得金額に応じて下表の金額が控除されます。

※ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）は、配偶者控除の控除対象外ですが、障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定等に影響があるため、申告書に必ず記入してください。

	あなたの合計所得金額		
	～900万円	～950万円	～1,000万円
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 （昭和27年1月1日以前に生まれた人）	38万円	26万円	13万円

（注）他の人が扶養親族や事業専従者としている人は対象になりません。

【記入の仕方】
「C所得控除の内訳（人的控除）」の㉓を記入し、控除額を「G所得控除額」の㉓に記入します。別居の場合は、申告書裏面⑩も記入してください。

㉔ 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和3年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡日）現在において、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合にあなたと配偶者の合計所得金額に応じて下表の金額が控除されます。

	あなたの合計所得金額		
	～900万円	～950万円	～1,000万円
配偶者の合計所得金額	480,001円～1,000,000円	33万円	22万円
	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円
	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円
	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円
	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円
	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円
	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円
	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円

（注）配偶者控除や事業専従者控除と重複して受けることはできません。また、あなたの配偶者が配偶者特別控除を受ける場合は、あなたはこの控除を受けることができません。

【記入の仕方】
「C所得控除の内訳（人的控除）」の㉔を記入し、控除額を「G所得控除額」の㉔に記入します。

㉕ 扶養控除（16歳以上の扶養親族）

令和3年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡日）現在において、あなたに扶養親族がいる場合に右表の金額が控除されます。

（注）他の人が控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は事業専従者としている人は対象になりません。

【記入の仕方】
「C所得控除の内訳（人的控除）」の㉕を記入し、控除額を「G所得控除額」の㉕に記入します。別居の場合は、申告書裏面⑩も記入してください。

16歳未満の扶養親族（D欄）の記入の仕方

扶養親族のうち16歳未満の人（平成18年1月2日以降に生まれた人）は、扶養控除の適用はありませんが、ひとり親控除や障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定等に影響があるため、申告書に必ず記入してください。

（注）他の人が扶養親族としている人は対象になりません。別居の場合は、申告書裏面⑩も記入してください。

一般の扶養親族 （昭和27年1月2日から平成11年1月1日までに生まれた人及び平成15年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた人）		33万円
特定扶養親族 （平成11年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた人）		45万円
老人扶養親族 （昭和27年1月1日以前に生まれた人）	同居老親等※ 以外の人	38万円
	同居老親等※	45万円
※同居老親等 … 老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属（父母・祖父母等）で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常としている人です。		

㉔基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて、右表の金額が控除されます。

【記入の仕方】
右表の該当する控除額を「G所得控除額」の㉔に記入します。

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

㉖雑損控除

あなたや生計を一にする親族（総所得金額等が48万円以下）が災害、盗難、横領によって住宅や家財など生活用資産に損害を受けた場合に控除されます。

＊損害金額は、損失が生じた時の直前の時価により評価します。
＊災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などをするための支出です。

【記入の仕方】
右表で計算した控除額を「G所得控除額」の㉖に記入します。
また、申告書裏面「8」も記入します。

a	損害金額	申告書裏面「8」aへ	円
b	保険金などで補填される金額	申告書裏面「8」bへ	円
c	a－b	赤字のときは0	円
d	申告書⑫（所得金額の合計）の金額		円
e	d×0.1	(少数点以下切捨て)	円
f	c－e		円
g	cのうち災害関連支出の金額	申告書裏面「8」cへ	円
h	g－50,000円		円
fとhのいずれか多い方の金額		申告書㉖へ	円

所得税と異なる課税方式を選択する特定配当等の記入の仕方（申告書裏面）

特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額については、確定申告とは別に市・県民税の申告をすることで、口座ごとに所得税と異なる課税方式を選択することができます。

【記入の仕方】
申告書裏面「9」に、所得税と市・県民税での申告方式を、所
得ごとにチェックを付けます。

(例) 所得税は総合課税を選択。市・県民税は、すべての特
定配当等について申告不要(申告しない)を選択する場合。

配当等	
所得税	市・県民税
☐ 申告不要	☒ 申告不要
☒ 総合課税	☐ 総合課税
☐ 分離課税	☐ 分離課税

寄附金税額控除の記入の仕方（申告書裏面）

令和3年中に各区分に該当する団体に寄附した場合に一定の
計算方法により算出された額を市民税・県民税の所得割額から
控除します。

【対象となる寄附先】
・都道府県、市町村又は特別区
(特例控除対象の指定については総務省のホームページを参照してください。)
・岩手県共同募金会、日本赤十字社岩手県支部、岩手県が条例
により指定した団体、盛岡市が条例により指定した団体
(注) 寄附金について不明な点はお問い合わせください。

【記入の仕方】
申告書裏面「5」に各区分ごとの寄附金額を記入します。

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)		特例控除対象の地方自治体への寄附、一部の義 援金
県共同募金会、日赤県支部 分・都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外)		特例控除対象以外の地方自治体への寄附、当該 区分への寄附のうち一部の義援金以外
条例指定分	県	岩手県内に事務所又は事務所を有する法人又は団体 に対する寄附金等※日本ユニセフ協会への寄附は対象外
	市	盛岡市内に事務所又は事務所を有する法人又は団体 に対する寄附金等※日本ユニセフ協会への寄附は対象

●イベント中止等にかかるチケットの払戻放棄に伴う税優遇（チケット寄附税制）
新型コロナウイルス感染症の拡大防止の措置として各種イベントの中止等に伴い、
チケットの購入者がその払い戻しを辞退した場合に、税優遇（寄附金税額控除）を受
けられます。対象となるイベントは、文部科学大臣が指定したイベントに限ります。

市民税・県民税の税制改正について

1 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の特例の延長

住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の控除期間を13年とする特例措置（注1）が延長され、一定の期間内（注2）に契約した場合で、
令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した場合は、特例措置の適用を受けることができます。
また、この特例措置の延長に該当し、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合は、面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未
満である住宅も対象となります。詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。
（注1）特例が適用となるのは、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等の税率が10%の場合に限ります。
（注2）注文住宅の場合は令和2年10月から令和3年9月までの間、分譲住宅等の場合は令和2年12月から令和3年11月までの間に契約する必要
があります。

2 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税となりました。対象範囲は、子育てに係る施設・サー
ビスの利用料に対する助成となります。
（例）ベビーシッターの利用料に対する助成、認可外保育施設等の利用料等に対する助成、一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

3 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に係る適用期限の延長

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、改正前の適用期限は令和3年度まででしたが、適用期限が3年延長されました。

申告に必要なもの(郵送するときと同封するもの)

◎申告書を提出する全ての人が必要なもの

		チェック欄
市民税・県民税申告書		☐
マイナンバーの確認と身元確認ができる書類 (詳しくはこの手引きの中ほどにある「本人確認書類(写)添付台紙」を参照してください。)		☐

◎申告書を提出する人の収入や適用する控除ごとに必要なもの

(注) 根拠が確認できない場合は、控除が認められないことがありますので注意してください。

項目等				添付又は提示すべき書類		チェック欄
収入に関する資料 (令和3年中に支払を受けたもの)	営業等		ア	①	・収支内訳書（収入・経費・所得を記入してください。） ・報酬等の支払調書（外交員報酬などがある場合） ※そのほか、収入及び経費が分かる帳簿や領収証などが必要です。 （申告書を郵送する場合は、帳簿の添付は不要です。）	☐
	農業		イ	②		☐
	不動産		ウ	③		☐
	配当		オ	⑤	配当にかかる支払通知書や特定口座年間取引報告書	☐
	給与		カ	⑥	源泉徴収票（ない場合は、給与明細などの収入金額が確認できるもの）	☐
	雑	公的年金等	キ	⑦	源泉徴収票	☐
		業務・その他	ク・ケ	⑨	収入金額や経費が確認できる書類など（個人年金の支払証明書、原稿料等の支払調書、シルバー人材センターからの分配金支払証明書など）	☐
	総合譲渡		コ・サ	⑪	収入金額や経費が分かるもの	☐
一時		シ	収入金額や経費が分かるもの		☐	
控除に関する資料 (令和3年中に支払をしたもの)	社会保険料控除			⑬	支払った金額が分かる領収書、支払証明書など ※天引きになっている場合は、源泉徴収票に記載されています。	☐
	小規模企業共済等掛金控除			⑭	支払った掛金額の証明書	☐
	生命保険料控除			⑮	生命保険料控除証明書	☐
	地震保険料控除			⑯	地震保険料控除証明書	☐
	勤労学生控除			⑰	学生証又は在学証明書など	☐
	障害者控除			⑳	障害等級の分かる手帳又は障害者控除対象者認定書 ※盛岡市で要介護認定を受けている人は、介護保険課認定係(市役所別館5階)で交付しています。	☐
	各種扶養控除			㉑～㉓ D欄	被扶養者のマイナンバーが分かるもの ※郵送の場合は添付の必要はありません。	☐
	雑損控除			㉔	・災害等に関連して支出した金額についての領収書など ・補填金がある場合は、補填金額が分かるもの	☐
	医療費控除（※1）	従来の医療費控除		㉕	・医療費控除明細書又は医療費通知(領収書の提出による医療費控除の申告受付は令和2年度申告で終了しました。) ・補填金がある場合は、補填金額が分かるもの ・おむつ使用証明書（おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村等が交付する「主治医意見書内容確認書」）	☐
		セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)			申請者本人が健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類(※2)及び医薬品購入費の明細書(領収書の提出による医療費控除の申告受付は令和2年度申告で終了しました。)	☐
寄附金税額控除		裏面	5	寄附金の領収書など	☐	

(※1) 従来の医療費控除かセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択して適用を受けることになります。

(※2) 詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載の「一定の取組の証明方法について」を参照してください。

その他

- 申告書の写しが必要な人は、あらかじめコピーを取ってから提出してください。
- 郵送の場合、収支内訳書以外の提出資料は、コピーでも差し支えありません。
- 市民税・県民税が課税となる人には、毎年6月中に納税通知書を送付します。給与からの天引き(特別徴収)によって納付する人には、勤務先を通して通知します。なお、非課税の人には、納税通知書を送付していません。



郵送の場合の添付書類については、添付書類台紙を参照してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での申告を推奨しています。

- また、相談会場にお越しいただく際は以下の点に御理解、御協力をよろしくお願いします。
- ・会場の混雑などの状況により入場者の入場制限を設ける場合がございます。あらかじめ御了承ください。
 - ・発熱症状（37.5度以上）などの体調のすぐれない方の御来場はお控え願います。
 - ・御来場の際はマスクの着用や手指消毒の感染症対策について御協力をお願いします。

令和２年度まで開設していた『高松地区保健センター』会場は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は開設しません。施設の収容可能人数と例年の来場者数から、人の密集を回避する十分な広さを確保するのが難しいためです。あらかじめ御了承ください。

- 各申告相談会場の日程は次のとおりです。この期間以外は会場を設けていません。必ず期間中に来場してください。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日は申告受付を行っていません。
- 各申告相談会場の駐車場は収容台数に限りがありますので、公共交通機関を利用してください。
- 申告の内容により申告書作成には１時間以上かかる場合がありますので、必要書類の集計などをあらかじめ行い受付終了間際ではなくお早めにお越しください。

盛岡地域

受付日	受付時間	会場	受付日	受付時間	会場
2月1日(火)	9時30分～12時 13時～15時	上米内 地区振興センター	2月14日(月)	9時30分～12時 13時～15時	中野地区活動センター
	9時30分～12時 13時～15時	松園地区公民館	2月15日(火)	9時30分～12時 13時～15時	本宮老人福祉センター
2月2日(水)	9時30分～12時 13時～15時			10時～12時 13時～15時	つなぎ 地区活動センター
	9時30分～12時 13時～15時	築川老人福祉センター	2月17日(木)	10時～12時	銭掛地区振興センター
2月3日(木)	9時30分～12時 13時～15時	みたけ 老人福祉センター	2月18日(金)	9時30分～12時 13時～15時	仙北地区活動センター
		北厨川 老人福祉センター		10時～11時30分	根田茂地区コミュニ ティ消防センター
2月4日(金)	9時30分～12時 13時～15時	西部公民館		13時30分～15時	砂子沢生活 改善センター
2月7日(月)	9時30分～12時 13時～15時	太田老人福祉センター	2月22日(火) ～ 3月15日(火) ※土曜日、日 曜日及び国民 の祝日を除き ます。	9時～12時 13時～16時	本庁舎 8階大ホール
2月8日(火)	9時30分～12時 13時～15時	太田地区活動センター			
2月9日(水)	9時30分～12時 13時～15時	青山地区活動センター			
2月10日(木)					
2月14日(月)	9時30分～12時 13時～15時	土淵地区活動センター			

都南地域

受付日	受付時間	会場
2月16日(水)	9時30分～12時 13時～15時	乙部農業構造 改善センター
2月17日(木)	9時30分～12時 13時～15時	飯岡農業構造 改善センター

受付日	受付時間	会場
2月25日(金) ～ 3月15日(火) (※)	9時～12時 13時～16時	都南分庁舎 4階会議室

玉山地域

受付日	受付時間	会場
2月7日(月)	9時30分～12時 13時～15時	玉山地区公民館
2月8日(火)		
2月9日(水)	9時30分～12時	
2月10日(木)	10時～12時 13時～15時	藪川地区公民館
2月14日(月) ～ 2月21日(月) (※)	9時30分～12時 13時～15時	好摩地区公民館

受付日	受付時間	会場
2月28日(月) ～ 3月15日(火) (※)	9時30分～12時 13時～16時	玉山総合事務所 3階大会議室

※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

申告書提出先

〒020-8530
岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市役所本館2階 盛岡市財政部市民税課

お問い合わせ先

- 市民税・県民税について 盛岡市財政部市民税課
- 所得税・消費税について 盛岡税務署
- 事業税について 盛岡広域振興局県税部直税課

- ☎ 代表 019-651-4111 内線 2255～2260
- ☎ 直通 019-613-8497
019-613-8498
- ☎ 019-622-6141
- ☎ 019-629-6543

下書き用（控用）として活用してください

令和 4 年度 市民税 県民税（国民健康保険税）申告書

盛岡市長様
令和4年1月1日現在の住所
盛岡市
現住所
電話番号（自宅・勤務先・携帯）

課税番号
給与・公的年金等に係る所得以外（令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る徴収方法の選択
職員記入欄（郵送）
課税無望納還票写
給与から差引き（特別徴収）
自分で納付（普通徴収）

収入がなかった場合は、裏面2を記入してください。（遺族・障害年金のみの場合も含む）
※扶養している家族がいた場合は、表面C・D・G欄も記入してください。

A 収入の内訳
収入の種類
収入の生ずる場所又は収入の支払者の氏名・名称
収入金額

B 所得控除の内訳（社会保険料等支払額）
⑦ 医療費控除
支払った医療費等
保険金などで補填される金額
⑬ 社会保険料控除
社会保険（天引き分を含む）
国民健康保険
後期高齢者医療保険
国民年金
介護保険
合計
⑮ 生命保険料控除
新生命保険料支払額
旧生命保険料支払額
新個人年金保険料支払額
旧個人年金保険料支払額
介護医療保険料支払額
※⑮雑損控除→裏面の8へ
⑯ 地震保険料控除
地震保険料支払額
旧長期損害保険料支払額

C 所得控除の内訳（人的控除）
⑰～⑱ 寡婦、ひとり親、勤労学生控除
⑰ □ 寡婦控除
⑱ □ ひとり親控除
⑲ □ 勤労学生控除
⑳ 障害者控除
氏名
障害の程度
普通障害
特別障害
個人番号
氏名
障害の程度
普通障害
特別障害
個人番号
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者
フリガナ
生年月日
明・大昭・平
氏名
配偶者の合計所得金額
□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）
個人番号

※別居の扶養親族等は裏面10も記入してください
㉓ 扶養控除
氏名
生年月日
続柄
同居・別居の区分
控除額
フリガナ
明・大昭・平
□同居
□別居
万円
氏名
個人番号
明・大昭・平
□同居
□別居
万円
氏名
個人番号
明・大昭・平
□同居
□別居
万円
氏名
個人番号
明・大昭・平
□同居
□別居
万円
扶養控除額の合計
万円

D 16歳未満の扶養親族
（控除対象外）
フリガナ
平・令
□同居
□別居
氏名
個人番号
フリガナ
平・令
□同居
□別居
氏名
個人番号
フリガナ
平・令
□同居
□別居
氏名
個人番号

E 収入金額等
フリガナ
氏名
（生年月日）明・大・昭・平・令 年 月 日
個人番号
廃業確認欄
事業
営業等
農業
不動産
利子
配当
給与
公的年金等
雑業
業務
その他
総合譲渡
短期
長期
一時

F 所得金額
事業
営業等
農業
不動産
利子
配当
給与
公的年金等
雑業
業務
その他
合計（⑦+⑧+⑨）
総合譲渡・一時
コ+（（サ+シ）×1/2）
合計（①～⑥+⑩～⑪）

G 所得控除額
社会保険料控除
小規模企業共済等掛金控除
生命保険料控除
地震保険料控除
寡婦・ひとり親控除
勤労学生・障害者控除
配偶者（特別）控除
扶養控除
基礎控除
小計（⑬～⑳）
雑損控除
医療費控除
合計（㉑～㉒）

申告書の写しが必要な人は、あらかじめコピーを取られるかこちらの下書き用（控用）を活用してください。

1 給与収入の内訳

給与収入（パート・アルバイトを含む）のある人で、源泉徴収票がない人は記入してください。

月	勤務先	収入
1		円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
賞与		円
合計		円

※[5]、[8]の控除を受ける場合は、領収書等を必ず添付してください。

4 総合譲渡・一時所得に関する事項

区分		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					円
一時						円
所得金額をそれぞれ表面のコ、サ、シ及び⑩に記入してください。				合計	コ＋{(サ＋シ)×1/2}	⑩小数点以下切捨て

5 寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

都道府県，市区町村分 (特例控除対象)		円
岩手県共同募金会，日赤岩手県支部分・ 都道府県，市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	県	
	市	

7 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額，特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め，配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は，下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
円	円

9 特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額の課税方式に関する事項

所得税と異なる課税方式を選択する場合には，申告内容を全て記載したうえで，下の各欄をそれぞれ選択してください。

配当等	
所得税	市・県民税
☐ 申告不要	☐ 申告不要
☐ 総合課税	☐ 総合課税
☐ 分離課税	☐ 分離課税

株式等譲渡	
所得税	市・県民税
☐ 申告不要	☐ 申告不要
☐ 分離課税	☐ 分離課税

2 収入がなかった人等の記入欄（表面より）

(令和3年中に収入がなかった人や市外に居住している親族に扶養されていた人は記入してください。)

1 下記の人から扶養又は仕送りをされていた。

住所

フリガナ

氏名 (続柄)

(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日

勤務先名

2 学生であった。

大学 卒業 (見込み) 年 月 学校

3 その他下記のような状況であった。

☐ 雇用保険（失業保険），労災保険等の給付を受けていた。

☐ 遺族年金，障害年金等を受けていた。

☐ 生活保護法による生活扶助を受けていた。

☐ 病気療養中

☐ 預貯金で生活していた。

☐ その他

3 配当所得・雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額 (収入－必要経費)
				円

6 事業専従者に関する事項

カナ氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与（控除）額
		明・大・昭・平		円
個人番号				
		明・大・昭・平		円
個人番号				
所得税における青色申告の承認の有無		専従者の数		専給額合計
承認あり・承認なし		配	他	円

8 雑損控除に関する事項（表面⑯より）

損害の原因	損害金額
	a 円
損害年月日	保険金などで補填される金額
年 月 日	b 円
損害を受けた資産の種類	差引損失額のうち，災害関連支出の金額
	c 円

10 別居の扶養親族等に関する事項（表面㉑～㉓・D・裏面[6]より）

別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者について記入してください。

フリガナ

氏名

個人番号

住所

フリガナ

氏名

個人番号

住所

11 事業税に関する事項

この申告書を提出した人は，事業税の申告書を提出する必要があります。

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額，被災損失額(白)
		円
令和3年中の開(廃)業	開始 月 日	廃止
☐ 他都道府県の事務所等		

12 所得金額調整控除に関する事項

（表面で扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む），控除対象配偶者，同一生計配偶者として記載している以外に所得金額調整控除の対象扶養親族がいる場合は，記入してください。）

フリガナ		続柄	生年月日	別居の場合の住所
氏名			明・大・昭・平・令	
個人番号		特別障害者に該当する場合		